



# 卓 話



## 「ちょっと役立つ法律の話」

弁護士 大野雅樹氏

### ◇はじめに

- ・法律や裁判所は万能ではないこと。
- ・法律と裁判手続という枠の中で、しかも、そこに関わる決して神様ではない裁判官や弁護士も含めた人間の能力的限界も含めてのものであること。
- ・その法律を作っているのは我々が選んだ国会議員達であること、法律も時がたては時代にそぐわないものになること、法律や判決が絶対的に正しいとは言い切れないこと。
- ・良き法律家は悪しき隣人という諺があるように、何でも法律どおりにやると友情や信用等という大事なものを失うこともあること。
- ・但し、反社会的勢力に対しては法律は最低限のことでそれ以上のことは拒絶するという態度が肝要であること。



### 1. 交通事故による刑事事件は重罰化の傾向

東名高速道路で飲酒運転トラック追突により幼児2名が亡くなった事件の両親の運動等が契機となって行われた（平成13年）刑法改正で追加された危険運転致死傷罪（刑法208条の2、平成16年1項改正）や平成14年の道路交通法改正（悪質ドライバー取り締まりのため）や被害者感情や世論の意向流れにより、最近の交通事故による刑事事件は重罰化の傾向が見られるようである。

ただし、直近の評価では、厳しすぎたのでほんの少し緩和？との評価もある。

端的に言うと、業務上過失致死傷（刑法211条）の案件において、これまで起訴されなかった案件（起訴猶予案件）でも起訴（正式裁判）となったり、これまで略式罰金であった案件でも起訴されて正式裁判を受けるようになったり、これまで執行猶予が付されていた案件で実刑（懲役刑ないし禁錮刑）になる等の重罰化の傾向が見られるようである。

前科・前歴なきこと、交通違反歴なきことも、それほど考慮されない傾向が見られるようである。

10年前位の案件だが、深夜道路に寝ていた人を車ではねて死なせてしまった案件では起訴猶予もありえたが、現在では正式裁判の可能性が極めて高い状況である。

特に、酒気帯びとかかなりの高速度走行（スピード違反）での人身事故は、検察庁などは厳しく対応するし、裁判所も同様である。

これまで以上に自動車の運転には気をつけていただかなければならない。

例えば、実刑（執行猶予が付かない懲役刑・禁錮刑）になれば、執行を終るまでは取締役から外れなければならない（商法254条ノ2第4号、会社法331条1項4号）等のペナルティーもある。

### <参考>

#### 危険運転致死傷罪

##### 第1項

- ① 酩酊運転致死傷罪
- ② 制御困難運転致死傷罪
- ③ 未熟運転致死傷罪

##### 第2項

- ④ 妨害運転致死傷罪
- ⑤ 信号無視運転致死罪

致傷→15年以下の懲役

致死→1年以上の有期懲役（上限20年）

### 2. 詐欺（的）事件について

昔の詐欺師は話術・説得能力・知識の豊富さ・演技力などという個人的能力がないと人を騙してお金を得ることが難しかったようであるが、現代型の特に携帯電話やインターネットを利用したもの（ワン切り詐欺、振り込め詐欺・ネットオークション詐欺）にはそれらの必要性はなくなってきたと評価できる。

もっとも、振り込め詐欺では、医療ミスしたニセ医者、痴漢したニセ夫、彼女を妊娠させたニセ息子、交通事故でのニセ警察官とか、ニセ弁護士も登場する等、巧妙化している部分もある。

身近にあった弊害としては、当番弁護士として被疑者の家族に連絡をして弁護士費用の話をしたら、「あなたは弁護士か、オレオレ詐欺ではないか」と家族に疑われた

ことがある。

御存知のものもあると思いますが、最近話題のものをあげてみます。

- ① 架空請求を封書や電子メール等で請求してくるものは無視すれば通常はその後の請求行為が止まる。しかし、裁判所の支払督促（支払命令）や訴状がきた場合は必ず早急に対応しなければならない。
- ② 友人メール詐欺（よくある名前でメールを送ってきて、クリックすると特定のサイトに繋がって請求されるもの）・ワンクリック詐欺・アダルトサイト自動登録（メールでやってきた無料お試し画像やインターネット上のサイトのバナーをクリックすると登録されてしまい、登録料請求されるケース）  
巧妙化してきており、請求がきても無視だけで対応できないこともあるから注意。  
変なものはクリックしないのが一番。  
万一、クリックしたことによって請求されたら、消費者契約法4条2項で取消主張、錯誤（民法95条）で無効、電子契約法3条で無効の主張をして対抗。
- ③ モニター商法詐欺（商品をローンで購入し、そのモニターになって定期的に送られてくるアンケートの回答すると収入を得られるとされるが、その内アンケートがなくなり、ローンだけが残る）。
- ④ 代理店になりませんか詐欺（例えば、配ったチラシで契約が取れると報酬を払うというもので、数万円で代理店契約を結んだら、すぐに元がとれる。これは、一定期間であれば無理由で解約できるクーリングオフ制度の適用を外すのが詐欺師の狙い）。
- ⑤ おとり広告詐欺（例えば、不動産屋の折り込みチラシに「格安物件」「超目玉物件」と謳って存在しない物件を広告し、問合せ客には「それはなくなったが、これを」等と問題有り物件を売りつけるもの）
- ⑥ 広告費を出資してくれれば利益分配しましょう詐欺
- ⑦ 保証金詐欺（例えば、融資するので先に保証金が必要です等）
- ⑧ オーディション詐欺（新聞・雑誌にオーディション広告を出して実際にオーディションをするが、誰も合格させないで審査料だけをとってしまう）。
- ⑨ 「押し売り」ならぬ「押し貸し詐欺」（ある日、知らない業者名で口座振込があったり、数日後、遅延損害金を付しての返済要求がある）  
送金された分だけ返せば足りる。  
不法原因給付（民法708条）として返さないぞ、送金された額だけなら返してやっても良いと交渉するのは一方法。
- ⑩ 出張ホスト・ホステス詐欺（募集して登録料をとって逃げる。客をあてがい、その客からクレームがあったので損害を払えと脅してくる）  
いろいろな手口でしかもインターネットを絡めてやってくる詐欺的事案に御注意願いたい。

いろいろな手口でしかもインターネットを絡めてやってくる詐欺的事案に御注意願いたい。

悩んだら、弁護士の元へ相談に行ってお対応していただきたい。

3. ① 友人が鞆を売るといって買おうと口約束しましたが、契約は成立しているか？  
（回答）成立している。  
売買契約（民法555条）は当事者の合意（口約束）のみで成立する。
  - ② お金を借りる約束をしましたが、契約は成立しているか？  
（回答）成立していない。  
消費貸借契約（民法587条）は目的物の引き渡しを要件とする要物契約である。その他の要物契約は、使用貸借契約、寄託契約がある。
  - ③ 契約は、契約書を作って初めて成立するのではないか？  
（回答）契約は当事者の意思の合致で成立するのが原則。法律によっては、契約を書式にすることを要件としているものもある（定期借地権契約 借地借家法22条・24条、特定商取引法5条、割賦販売法4条等）
  - ④ 契約書の効能は何か？  
（回答）当事者の意思内容の確認。後日の紛争防止。紛争が起きたときの立証資料として証拠になる。紛争解決の指針。
  - ⑤ 契約書がないと裁判はできないのか？  
（回答）原告となって裁判を起こすこと（訴訟提起）は可能であるが、被告が契約の成立を否定する主張を行ったときに不利である。  
理由は、立証（証拠・証人）が足りないと、裁判官は勝訴判決を出してくれないから。
4. 酒に酔った勢いで友人にロレックスの時計をあげるとつい言ってしまい、友人もありがとうと言っていた。あげるのをやめることはできないのか？  
（回答）やめられる。  
贈与契約（民法549条）は有効に成立。  
書面がなくても口頭の合意で有効。  
ただし、書面によらない贈与は各当事者が撤回することができる（民法550条）。
  5. 別れるとき、彼氏にもらった贈り物の返却義務はあるのか？交際相手と別れることになり、彼氏が「やった物を返せ」と言ったが、彼女は「高い物だし、思い出なので返したくない」と返答。そしたら、彼氏は「返さなくてもよいから、その分の金を返せ」と言った。法律的にはどうなるのか？

(回答) 彼女は物を返す必要はないし、物を金銭に換算してお金を支払う必要もない。

彼女は書面によらないで贈与を受けたのであるが、既に受領した物は返さなくてもよい(民法550条但書「履行の終わった部分については、この限りでない」)。

ただし、「結納」の場合は、別途考慮が必要で、常識的には返却であろう(慣習も考慮される)。

もっとも、結納を送った側の不行跡で破談の場合は、返還請求することは信義則条(民法1条2項)できないと考えるべき。

法律だけで解決すると友情や信義や信用というものが必ずしも守れないこともある。

4つのテストのようなロータリー精神をもっていれば、法律を知らなくても対応できるし、その方が現実的な妥当性を見出せるが、何らか不安なことがあれば、気軽に弁護士に相談してもらいたい。